

第 2 1 号議案

中野区立小学校及び中学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部改正手続について

上記の議案を提出します。

平成 2 9 年（2 0 1 7 年）7 月 2 8 日

提出者 中野区教育委員会教育長 田 辺 裕 子

（提案理由）

補償基礎額の扶養加算額及び介護補償の限度額を改める必要がある。

中野区立小学校及び中学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例

中野区立小学校及び中学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（平成14年中野区条例第17号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「第17条第2項第2号において」を「以下」に改め、同条第3項を次のように改める。

- 3 次の各号のいずれかに該当する者で、学校医等の災害発生日において、他に生計のみちがなく主として学校医等の扶養を受けていたものを扶養親族とし、扶養親族のある学校医等については、前項の規定による金額に、次の各号に掲げる扶養親族の区分に応じて、扶養親族1人につき当該各号に掲げる額を加算して得た額をもって補償基礎額とする。ただし、経験年数が16年以上の学校医及び学校歯科医については、扶養親族についての加算は行わないこととする。
- (1) 配偶者（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。） 200円（経験年数が10年以上16年未満の学校医及び学校歯科医（以下「特定経験年数学校医等」という。）の扶養親族たる配偶者 100円）
 - (2) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子 300円
 - (3) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫 200円（特定経験年数学校医等の扶養親族たる孫 100円）
 - (4) 60歳以上の父母及び祖父母 200円（特定経験年数学校医等の扶養親族たる父母及び祖父母 100円）
 - (5) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹

200円（特定経験年数学校医等の扶養親族たる弟妹 100円）

(6) 重度心身障害者 200円（特定経験年数学校医等の扶養親族たる重度心身障害者 100円）

第3条第4項中「（同項第1号に該当する者がなく、特定期間にある扶養親族たる子がいる場合は、特定期間にある当該扶養親族たる子の数から1を減じた数）」を削る。

第11条第2項第1号中「104,950円」を「105,130円」に改め、同項第2号中「57,030円」を「57,110円」に改め、同項第3号中「52,480円」を「52,570円」に改め、同項第4号中「28,520円」を「28,560円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 附則第4項の規定により読み替えて適用するこの条例による改正後の中野区立小学校及び中学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（以下「新条例」という。）第3条第3項の規定（同項第2号に係る部分に限る。）は、平成29年4月1日（以下「適用日」という。）以後に支給すべき事由が生じた公務災害補償並びに適用日前に支給すべき事由が生じた傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金で適用日以後の期間について支給すべきものの補償基礎額について適用し、適用日前に支給すべき事由が生じたその他の公務災害補償の補償基礎額については、同項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 附則第5項の規定により読み替えて適用する新条例第3条第3項の規定（同項第2号に係る部分を除く。）は、この条例の施行の日

(以下「施行日」という。)以後に支給すべき事由が生じた公務災害補償並びに施行日前に支給すべき事由が生じた傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金で施行日以後の期間について支給すべきものの補償基礎額について適用し、施行日前に支給すべき事由が生じたその他の公務災害補償の補償基礎額については、同項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

- 4 適用日から平成30年3月31日までの期間における新条例第3条第3項第2号の規定の適用については、同号の規定中次の表の左欄に掲げる字句は、適用日から施行日の前日までの間にある場合は同表の中欄に掲げる字句に、施行日から平成30年3月31日までの間にある場合は同表の右欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

<p>22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子 300円</p>	<p>扶養親族たる子(22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子をいう。以下同じ。)のうち1人(学校医等に配偶者のない場合に限る。以下「欠配第1子」という。) 450円 (扶養親族たる子のうち欠配第1子以外のもの 250円)</p>	<p>扶養親族たる子(22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子をいう。以下同じ。)のうち1人(学校医等に配偶者のない場合に限る。以下「欠配第1子」という。) 334円 (扶養親族たる子のうち欠配第1子以外のもの 250円)</p>
---	--	--

- 5 施行日から平成30年3月31日までの期間における新条例第3条第3項及び第4項の規定の適用については、同条第3項第1号中

「200円」とあるのは「334円」と、「学校歯科医（以下「特定経験年数学校医等」という。））」とあるのは「学校歯科医」と、「100円」とあるのは「267円」と、同項第3号中「200円（特定経験年数学校医等の扶養親族たる孫 100円）」とあるのは「200円」と、同項第4号中「200円（特定経験年数学校医等の扶養親族たる父母及び祖父母 100円）」とあるのは「200円」と、同項第5号中「200円（特定経験年数学校医等の扶養親族たる弟妹 100円）」とあるのは「200円」と、同項第6号中「200円（特定経験年数学校医等の扶養親族たる重度心身障害者 100円）」とあるのは「200円」と、同条第4項中「134円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額」とあるのは「当該扶養親族1人につき134円（学校医等に配偶者がいない場合にあつては、特定期間にある欠配第1子については50円、特定期間にある当該子のうちその他のものについては1人につき134円）」とする。

6 新条例第11条第2項の規定は、適用日以後に支給すべき事由が生じた介護補償について適用し、適用日前に支給すべき事由が生じた介護補償については、同項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

7 適用日から施行日の前日までの間において、この条例による改正前の中野区立小学校及び中学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（以下「旧条例」という。）第3条第3項及び第4項の規定に基づく公務災害補償（適用日から施行日の前日までの間に支給すべき事由が生じたものに限る。）並びに旧条例第3条第3項及び第4項の規定に基づく傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金並びに旧条例第11条第2項の規定に基づく介護補償（適用日から施行日の前日までの間に係る分に限る。）

として支払われた金額は、これらに相当する新条例の規定（附則第4項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に基づく公務災害補償の内払とみなす。

中野区立小学校及び中学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例新旧対照表

改正案	現行
<p>第1条・第2条 (略) (補償基礎額)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 前項の補償基礎額は、死亡若しくは負傷の原因である事故が発生した日又は診断によって死亡の原因である疾病の発生が確定した日若しくは診断によって疾病の発生が確定した日(以下「災害発生日」という。)における当該学校医等のそれぞれ医師、歯科医師又は薬剤師としての経験年数(以下単に「経験年数」という。)に応じて、別表に定める額による。</p> <p>3 <u>次の各号のいずれかに該当する者で、学校医等の災害発生日において、他に生計のみちがなく主として学校医等の扶養を受けていたものを扶養親族とし、扶養親族のある学校医等については、前項の規定による金額に、次の各号に掲げる扶養親族の区分に応じて、扶養親族1人につき当該各号に掲げる額を加算して得た額をもって補償基礎額とする。ただし、経験年数が16年以上の学校医及び学校歯科医については、扶養親族についての加算は行わないこととする。</u></p> <p>(1) <u>配偶者(婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。) 200円(経験年数が10年以上16年未満の学校医及び学校歯科医(以下「特定経験年数学校医等」という。)の扶養親族たる配偶者 100円)</u></p> <p>(2) <u>22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子 300円</u></p> <p>(3) <u>22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫 200円(特定経験年数学校医等の扶養親族たる孫 100円)</u></p> <p>(4) <u>60歳以上の父母及び祖父母 200円(特</u></p>	<p>第1条・第2条 (略) (補償基礎額)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 前項の補償基礎額は、死亡若しくは負傷の原因である事故が発生した日又は診断によって死亡の原因である疾病の発生が確定した日若しくは診断によって疾病の発生が確定した日(以下「災害発生日」という。)における当該学校医等のそれぞれ医師、歯科医師又は薬剤師としての経験年数(第17条第2項第2号において単に「経験年数」という。)に応じて、別表に定める額による。</p> <p>3 <u>次の各号のいずれかに該当する者で、学校医等の災害発生日において、他に生計のみちがなく主として学校医等の扶養を受けていたものを扶養親族とし、扶養親族のある学校医等については、前項の規定による金額に、第1号に該当する扶養親族については450円を、第2号から第5号までのいずれかに該当する扶養親族のうち2人までの扶養親族についてはそれぞれ200円(学校医等に第1号に該当する扶養親族がなく、扶養親族である第2号に該当する子がある場合にあっては、そのうち1人については450円)を、その他の扶養親族については1人につき167円をそれぞれ加算して得た額をもって補償基礎額とする。</u></p> <p>(1) <u>配偶者(婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)</u></p> <p>(2) <u>22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子及び孫</u></p> <p>(3) <u>60歳以上の父母及び祖父母</u></p> <p>(4) <u>22歳に達する日以後の最初の3月31日</u></p>

定経験年数学校医等の扶養親族たる父母及び
祖父母 100円)

(5) 22歳に達する日以後の最初の3月31日
までの間にある弟妹 200円 (特定経験年数
学校医等の扶養親族たる弟妹 100円)

(6) 重度心身障害者 200円 (特定経験年数学
校医等の扶養親族たる重度心身障害者 10
0円)

4 扶養親族たる子のうちに15歳に達する日後の最初の4月1日から22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間（以下この項において「特定期間」という。）にある子がいる場合は、前項の規定にかかわらず、134円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による金額に加算して得た額をもって補償基礎額とする。

第4条～第10条 (略)

(介護補償)

第11条 (略)

2 介護補償は、月を単位として行うものとし、その額は、1月につき、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 介護補償に係る障害（障害の程度に変更があった場合は、その月における最初の変更の前の障害。第3号において同じ。）が常時介護を要する程度の障害として規則で定めるものに該当する場合（次号において「常時介護を要する場合」という。）において、その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき（次号に掲げるときを除く。）その月における介護に要する費用として支出された額（その額が105, 130円を超えるときは、105, 130円）

(2) 常時介護を要する場合において、その月（新たに介護補償を行うべき事由が生じた月を除

までの間にある弟妹

(5) 重度障害者

4 扶養親族たる子のうちに15歳に達する日後の最初の4月1日から22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間（以下この項において「特定期間」という。）にある子がいる場合は、前項の規定にかかわらず、134円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数（同項第1号に該当する者がなく、特定期間にある扶養親族たる子がいる場合は、特定期間にある当該扶養親族たる子の数から1を減じた数）を乗じて得た額を同項の規定による金額に加算して得た額をもって補償基礎額とする。

第4条～第10条 (略)

(介護補償)

第11条 (略)

2 介護補償は、月を単位として行うものとし、その額は、1月につき、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 介護補償に係る障害（障害の程度に変更があった場合は、その月における最初の変更の前の障害。第3号において同じ。）が常時介護を要する程度の障害として規則で定めるものに該当する場合（次号において「常時介護を要する場合」という。）において、その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき（次号に掲げるときを除く。）その月における介護に要する費用として支出された額（その額が104, 950円を超えるときは、104, 950円）

(2) 常時介護を要する場合において、その月（新たに介護補償を行うべき事由が生じた月を除

く。以下この号及び第4号において同じ。)に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき(その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあつては、当該介護に要する費用として支出された額が57,110円以下である場合に限る。) 57,110円

(3) 介護補償に係る障害が随時介護を要する程度の障害として規則で定めるものに該当する場合(次号において「随時介護を要する場合」という。)において、その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき(次号に掲げるときを除く。)その月における介護に要する費用として支出された額(その額が52,570円を超えるときは、52,570円)

(4) 随時介護を要する場合において、その月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき(その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあつては、当該介護に要する費用として支出された額が28,560円以下である場合に限る。) 28,560円

第12条～第29条 (略)

附則 (略)

別表 (略)

附則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 附則第4項の規定により読み替えて適用するこの条例による改正後の中野区立小学校及び中学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例(以下「新条例」という。)第3条第3項の規定(同項第2号に係る部分に限る。)は、平成29年4月1日(以下「適用日」という。)以後に支給すべき事由が生じた公務災害補償並びに適用日前に支給すべき事由が生じた

く。以下この号及び第4号において同じ。)に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき(その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあつては、当該介護に要する費用として支出された額が57,030円以下である場合に限る。) 57,030円

(3) 介護補償に係る障害が随時介護を要する程度の障害として規則で定めるものに該当する場合(次号において「随時介護を要する場合」という。)において、その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき(次号に掲げるときを除く。)その月における介護に要する費用として支出された額(その額が52,480円を超えるときは、52,480円)

(4) 随時介護を要する場合において、その月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき(その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあつては、当該介護に要する費用として支出された額が28,520円以下である場合に限る。) 28,520円

第12条～第29条 (略)

附則 (略)

別表 (略)

傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金で適用日以後の期間について支給すべきものの補償基礎額について適用し、適用日前に支給すべき事由が生じたその他の公務災害補償の補償基礎額については、同項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 附則第5項の規定により読み替えて適用する新条例第3条第3項の規定（同項第2号に係る部分を除く。）は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に支給すべき事由が生じた公務災害補償並びに施行日前に支給すべき事由が生じた傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金で施行日以後の期間について支給すべきものの補償基礎額について適用し、施行日前に支給すべき事由が生じたその他の公務災害補償の補償基礎額については、同項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

4 適用日から平成30年3月31日までの期間における新条例第3条第3項第2号の規定の適用については、同号の規定中次の表の左欄に掲げる字句は、適用日から施行日の前日までの間にあつては同表の中欄に掲げる字句に、施行日から平成30年3月31日までの間にあつては同表の右欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子 300円	扶養親族たる子（22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子をいう。以下同じ。）のうち1人（学校医等に配偶者のない場合に限る。以下「欠配第1子」という。） 4	扶養親族たる子（22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子をいう。以下同じ。）のうち1人（学校医等に配偶者のない場合に限る。以下「欠配第1子」という。） 3
----------------------------------	--	--

	50円（扶養親族たる子のうち欠配第1子以外のもの250円）	34円（扶養親族たる子のうち欠配第1子以外のもの250円）
--	-------------------------------	-------------------------------

5 施行日から平成30年3月31日までの期間における新条例第3条第3項及び第4項の規定の適用については、同条第3項第1号中「200円」とあるのは「334円」と、「学校歯科医（以下「特定経験年数学校医等」という。）」とあるのは「学校歯科医」と、「100円」とあるのは「267円」と、同項第3号中「200円（特定経験年数学校医等の扶養親族たる孫 100円）」とあるのは「200円」と、同項第4号中「200円（特定経験年数学校医等の扶養親族たる父母及び祖父母 100円）」とあるのは「200円」と、同項第5号中「200円（特定経験年数学校医等の扶養親族たる弟妹 100円）」とあるのは「200円」と、同項第6号中「200円（特定経験年数学校医等の扶養親族たる重度心身障害者 100円）」とあるのは「200円」と、同条第4項中「134円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額」とあるのは「当該扶養親族1人につき134円（学校医等に配偶者が不在の場合にあっては、特定期間にある欠配第1子については50円、特定期間にある当該子のうちその他のものについては1人につき134円）」とする。

6 新条例第11条第2項の規定は、適用日以後に支給すべき事由が生じた介護補償について適用し、適用日前に支給すべき事由が生じた介護補償については、同項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

7 適用日から施行日の前日までの間において、この条例による改正前の中野区立小学校及び中学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（以下「旧条例」という。）第3条第3項及び第4項の規定に基づく公務災害補

償（適用日から施行日の前日までの間に支給すべき事由が生じたものに限る。）並びに旧条例第3条第3項及び第4項の規定に基づく傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金並びに旧条例第11条第2項の規定に基づく介護補償（適用日から施行日の前日までの間に係る分に限る。）として支払われた金額は、これらに相当する新条例の規定（附則第4項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に基づく公務災害補償の内払とみなす。